令和８年（フ）第１４４６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―19―502
債務者　桃園　隼人
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５１１号
埼玉県川口市青木１丁目11番20号
債務者　小野澤貞夫
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５２２号
さいたま市桜区町谷３丁目21番３号　リブリ・アニヴェルセル208号
債務者　難波　祐二
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６００号
埼玉県加須市上樋遣川7216番地１
債務者　渡沼　一夫
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０３号
埼玉県蕨市塚越６丁目15番６号　アレックス桂201号
債務者　菅原　拓夢
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０４号
埼玉県川口市坂下町３丁目24番４号
債務者　栗原　千聖
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２５号
埼玉県和光市白子３丁目33番31号　キャッスル２　101
債務者　久納　久美
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５２７号
山形県鶴岡市青柳町23番37号　ＥＬＩＭＳ206（旧住所）愛知県長久手市作田１丁目1307番地レジデンスオーミパート３・３―Ｅ、申立時の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前167番地12
債務者　後藤　光康
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１２号
埼玉県羽生市大字羽生221番地12
債務者　八木原千惠子
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３４６号
埼玉県行田市門井町３丁目27番地１　飯野ハイツ　Ｃ―202
債務者　千代　一則
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２４号
北海道旭川市東光12条１丁目２番３号　ウェーブ202
債務者　佐々木勝巳
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５号
山形県酒田市東泉町３丁目18番地の23　１号
債務者　冨樫　友里
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第４６号
山形県酒田市東泉町３丁目18番地の23　１号
債務者　冨樫　　祐
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第１５９号
千葉県木更津市桜井539番地
債務者　江野澤健一
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７２号
千葉県君津市鎌滝1120番地
債務者　溝口　史崇
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第４３号
京都府綾部市位田町岼20番地の１　旭荘101号
債務者　鎌田　幸人
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第３９号
兵庫県丹波市氷上町常楽590番地１　コーポ常楽１―Ｆ号
債務者　河原　裕美
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで神戸地方裁判所柏原支部